

憲法と私たちの暮らし

教科書p.98～101

大阪府高校教諭

1 はじめに

日本国憲法が施行されて60年がすぎた。この間、国家の最高法規としての憲法は政治の波にもまれながらも、私たちの生活の土台として存在し続けてきた。現在では、憲法は定着したといえるが、他方では改正論議も高まってきている。

ここでは、「憲法と私たちの暮らし」について、どのような授業を展開しているかを報告させていただく。

2 もし憲法がなかったら？

発問例①：もし憲法が存在しなかったら、私たちの生活はどのようになっているでしょうか？

日本国憲法の学習は、このような発問から入る。私たちにとって憲法は「すでに存在しているもの」だが、日本においては1889年2月以前には大日本帝国憲法は存在せず、1946年11月以前には日本国憲法は存在しなかった。世界を見渡しても、市民革命における人権宣言以前には人権の保障は実現していなかった。このような視点から、もし憲法がなかったら、私たちの生活はどのような状態におかれることになるかを考えさせたい。

生徒はさまざまな反応を示し、意見を言う。かなりまとはずれな答えであっても、できる限り寛容の精神で受け入れたい。憲法の授業のはじまりにおいて、生徒の答えを否定するのは、個人の尊重を謳い、表現の自由を保障する憲法の本質に反するように思えるからである。

板書例①：もし憲法が存在しなかったら……

{ 人権は保障されない
 政治に参加する権利も保障されない
 統治機構は確定されない

3 人権獲得の歴史

帝国書院『高校生の新現代社会（初訂版）』（以下、教科書）のp.98～99に掲載されている「①人権獲得の歴史」の図は、その歴史を簡潔にまとめている（次頁参照）。

この中でもとくに重要な文書は、権利章典、アメリカ独立宣言、フランス人権宣言、ワイマール憲法である。それぞれの宣言の規定については、資料集やプリントを用いて確認し、自然権や社会契約説についてはわかりやすく説明したい。もしアメリカやフランスなどを訪れたとき、人権宣言に関係する書物や資料などを入手していれば、それらを生徒に示してもよい。あるいはポストンで「フリーダムトレイル」（アメリカ合衆国建国までの足跡をめぐる道）をたどった経験などを語ってもよいであろう。

時間がゆるせば、ベッカーア（1738～94）の思想を紹介をする。彼の思想は、「人の支配」から「法の支配」へという流れを理解する上で重要であると考えられるからである。彼は次のように語っている。「法律だけがおのおのの犯罪を規定することができる。……。裁判官—彼じしん社会の一員にすぎない—は、同じ社会の他の一員に、法律に規定されていないどんな刑罰をも科すことはできない。」罪刑法定主義を主張した文章である。

また、ルソー（1712～78）の思想についても紹介する。ルソーについて語るときは、「むすんでひらいて」という歌から始める。このメロディーは、ルソーが作曲した歌劇「村の占い師」という中の曲から生まれたと語る。さて、彼は「主権は譲りわたされえない、これと同じ理由によって、主権は代表されえない。」という有名な言葉に続いて「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは、議員を



『高校生の新現代社会(初訂版)』p.98-99①

選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人はドレイとなり、無に帰してしま

う。」と述べ、直接民主主義を主張したのである。なお、1689年(英)権利章典・1789年(仏)人権宣言・1889年大日本帝国憲法・1989年東欧革命とつらなるのは、歴史の偶然であろう。

日本国憲法第97条が「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、……」と規定しているのは、以上のような、人権を獲得するために民衆が闘ってきた歴史をさしているのである。

4 日本国憲法の制定

1945年8月14日のポツダム宣言受諾以後、日本は新国家建設に向かって歩みはじめる。その中で、大日本帝国憲法の改正が問題となる。

板書例②

- ・ポツダム宣言⇒日本に「民主主義的傾向の復活強化」を求める
- ・1946. 2. 8 GHQに憲法改正要綱を提出
- 2.13 GHQが草案を日本政府に手交
- 4.10 第22回衆議院議員総選挙
⇒初の女性議員39人が誕生
- 4.17 政府、憲法改正草案を発表
- 6.20 憲法改正案を帝国議会に提出
- 11. 3 日本国憲法を公布

生徒に対しては、GHQが短期間のうちに憲法改正草案を起草したことを理解させたい。この間の動きは、ジョン・ダワー著『増補版 敗北を抱きしめて』(岩波書店)などに詳しい。

同時に、日本国内からも憲法研究会案など多様な立場から改正案が発表されたことを指摘したい。

また、帝国議会で修正された文言も少なくなく、

決して押し付けられただけの憲法ではないことを理解させたい。このようにして制定された日本国憲法を大日本帝国憲法と比較したのが、教科書p.100「③大日本帝国憲法と日本国憲法」である。この表に、内閣、裁判所、地方自治の説明を付け加えることも可能である。

5 条文に即して考える

日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を基本原理としている。これらの事項を簡潔に説明してもよいのだが、「私たちの暮らし」の視点に立って、人身の自由と政治参加に焦点をあてたい。

発問例②：もしも理由を明示されずに逮捕されたら、どう思いますか？

この発問に、生徒たちの多くは「許されへん」などという反応を示す。しかし、これまでの歴史であってはならないことがあったので、憲法に規定がおかれていると指摘する。さらに、「裁判を受けることなしに刑罰が決められたら、どうする？」と尋ねると、「怖い…」という反応が返ってくる。あってはならないことを防ぐために、憲法があるということを指摘すると、生徒たちは納得する。

板書例③

- 第31条：法定の手続きの保障
……罪刑法定主義の内容を含む
- 第32条：裁判を受ける権利の保障
- 第33条：逮捕の要件……令状主義

次に、政治参加についてである。政治のことは苦手とか、関係ないと思っている生徒は多い。選挙権を得て、投票することもまだまだ先のことと

思っている生徒も多い。

発問例③：選挙権を18歳以上の人に認めるとい
う考えを、どう思いますか？

この発問に対して、積極的な態度を示す生徒はほとんどいない。今の彼らにとっては想像を超えることなのである。

教科書p.140「③
おもな国の選挙
権・被選挙権が与
えられる最低年
齢」を見ると、16
歳や18歳の人に選
挙権や被選挙権を
与えている国があ
る。このことを指

国名	選挙権	被選挙権
ブラジル	16歳	21歳
中国	18	18
ドイツ	18	18
アメリカ	18	25
韓国	20	25
日本	20	25

①③ おもな国の選挙権・被選挙
権が与えられる最低年齢

『高校生の新現代社会』p.140③

摘すると、生徒たちは一様に驚く。そして、少し前向きになる。日本国憲法第15条3項には「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定されているが、民事上の成年と憲法上の成年は一致しなくてもよいという前提に立つなら、日本においてもたとえば18歳以上の者に選挙権を認めるとい立法は可能である。

また、選挙権については年齢上の制限が一般的におかれるが、政治参加そのものについて制限はない。したがって、教科書p.100に掲載されている写真「②高校生が主体となったイラク戦争反対を訴えるパレード」のように、高校生もイラク戦争反対を訴えることは可能なのである。これは、直接的な行動の一つといえる。

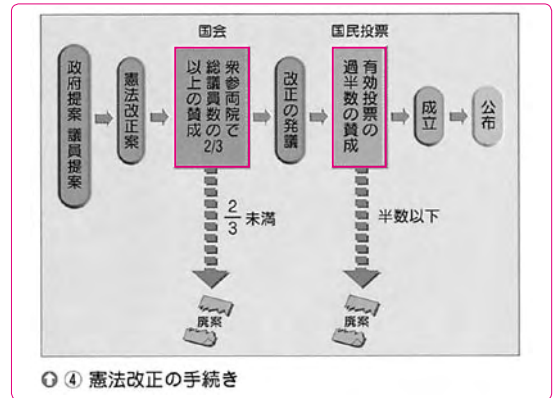
板書例④

憲法における国民主権の原理
 = 間接民主主義 と 直接民主主義
 (前文、15条、43条) (79条、95条、96条)
 直接的な行動も可能
 ……署名、ビラ配布、デモ行進、
 インターネットやメールなど

6 憲法改正をめくって

2000年1月から衆参両院の憲法調査会が活動を開始し、2005年4月に報告書が提出された。この調査会は改正案を作成することはなかったが、憲法

改正がしだいに現実味を帯びてきている動きであった。日本国憲法は、第96条で憲法改正について規定している。



『高校生の新現代社会(初訂版)』p.101④

そして2007年5月、憲法改正の手続きを定める国民投票法が成立した。投票権者を「満18歳以上の日本国民」としたことは注目に値するが、内容的には不備な面が多い。付帯決議は18項目にのぼり、内容より成立を優先したといえよう。何よりも「最低投票率」の問題が残っている。今のままだと、10%や20%の超「低投票率」で憲法が改正される危惧が残るのである。

発問例④：20%ほどの投票率で憲法が改正されるとしたら、どう思いますか？

しかし、現実には、日本国憲法は歴史の中で変化していくであろう。

予告：憲法学習の最後に、改正するほうがいいと思う条文とその理由を発表してもらいます。

7 おわりに

ここで報告した授業実践には2時間程度の授業時間をかけている。2単位の「現代社会」では、ややもすればどの単元においても教師は駆け足になりがちである。生徒に語るべき事項や内容を精選して、じっくりと落ち着いた教育実践を行っていきたいと自戒をこめて願うものである。

参考資料：
 ・ベッカーリア著/風早八十二、五十嵐二葉訳『犯罪と刑罰』岩波書店(岩波文庫)1938
 ・ルソー著/桑原武夫、前川貞次郎訳『社会契約論』岩波書店(岩波文庫)1954
 ・ジョン・ダワー著/三浦陽一、高杉忠明、田代泰子訳『増補版 敗北を抱きしめて—第二次大戦後の日本人—上・下』岩波書店 2004